

経営力強化保証制度

【制度概要】

1. 申込人資格要件

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。

2. 申込方法

金融機関経由保証に限る。

3. 保証限度額

2億8,000万円（組合等の場合は、4億8,000万円）

普通保険にかかる保証 2億円以内

無担保保険にかかる保証 8,000万円以内

※セーフティネット保証等の保険特例制度は利用不可。

4. 保証割合

責任共有制度とする。ただし、責任共有制度対象除外の既往借入金を本制度で借り換える場合（既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象除外とする。

5. 対象資金

事業計画の実施に必要な事業資金

6. 貸付形式

証書貸付、手形貸付、手形割引（根保証は除く）

7. 返済方法

一括返済又は分割返済

8. 保証期間

(1) 一括返済の場合は1年以内

(2) 分割返済の場合は運転資金5年以内、設備資金7年以内。

ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内。据置期間はそれぞれの期間のうち1年以内。

9. 信用保証料率（通常の保証料率よりも一区分低い料率を適用）

責任共有制度の場合 0.45%から1.75%

責任共有制度対象除外の場合 0.50%から2.00%

（別に定める規程に基づき定性要因に係る割引適用あり）

ただし、申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第19条各号に定める事由に該当する場合は、一区分低い料率の適用は行わない。

1 0. 担 保 必要に応じて徴求

1 1. 保証人 原則として法人代表者以外不要

1 2. 貸付利率 金融機関所定利率

1 3. 添付資料

協会所定の申込資料の他、以下の書面を添付するものとする。

- (1) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
- (2) 事業計画書（申込人が策定したもの）
- (3) 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）

1 4. 事業計画書

以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

1 5. 金融機関の責務及び報告

- (1) 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。
- (2) 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとする。
- (3) 金融機関は、原則として年1回中小企業者の事業年度毎に、協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

1 6. 取扱開始日 平成24年10月1日